

下関市住宅取得支援事業

★市外から転入の方★

対象者

転入者のうち、これから市内にご自身が居住する住宅の建築・購入する方で、交付申請時点（契約締結前）に、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・ 3年以上継続して市外に居住している方で、転入予定者
- ・ 3年以上継続して市外に居住していた方で、転入日から1年以内の方

対象住宅

【新築住宅】 ※新築住宅とは、人が住んだことのない住宅で、検査済証の交付日等から1年を経過していない住宅をいいます。

- ・ 戸建て住宅（75㎡以上）とマンション（55㎡以上）
- ・ 下関市内に本店、支店等を有する登録事業者との請負・売買契約であること。

【中古住宅】

- ・ 昭和56年6月1日以降に適用されている新耐震基準を満たす中古住宅
- ・ 下関市内に本店、支店等を有する宅地建物取引業者を介した売買契約であること。

※購入金額が土地と住宅の合算となっている場合は、必ず住宅の金額を算出してください。

補助額

地域区分	基礎額	上限額	加算区分	加算額
居住誘導区域外	30万円	100万円	中学生以下の子が1人いる世帯	30万円
居住誘導区域内	50万円	100万円	中学生以下の子2人以降1人につき	20万円
下関駅周辺地区（※）	150万円	200万円	三世帯同居・近居の場合	30万円

※下関駅周辺地区：大和町一丁目、大和町二丁目、東大和町一丁目、東大和町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域

さらに、新築住宅の場合は

市の補助額に応じ、登録事業者による**30万円又は50万円**の優遇措置あり

募集期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和8年12月28日（月曜日）まで 先着順

※住宅の建築・購入に係る契約締結前に申請し、交付決定後に契約を締結してください。

お知らせ

この補助金交付とセットで、住宅金融支援機構の【フラット35】の**借入金利を一定期間引き下げる制度**をご利用いただけます。

（住宅金融支援機構お客さまコールセンター 電話：0120-0860-35）